

徳島県規則第十号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十条第四項中「検査、」を「検査又は」に、「額に」を「損害の額に」に、「第六項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担する。

本則の第三十条第六項中「損害の額の累計」を「損害の額」と、「及び当該」とあるのは「の累計及び」に改め、「当該損害の取り片づけに要する」を削り、「損害の取り片づけに要する費用」を「費用」に改め、「請負代金額の百分の一を」を削り、「差し引いた額」「の下に」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。